



熊本県公報

号外 第7号
令和7年(2025年)
3月14日(金)
(毎週 火・金発行)

目次

告示

- くろまぐろに関する令和6管理年度における知事管理漁獲可能量の変更……………(水産振興課) 1
- 特定水産資源くろまぐろ(小型魚)に関する令和6管理年度の漁獲の状況……………(〃) 1

告示

熊本県告示第191号の3

漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)第16条第1項の規定により、くろまぐろに関する令和6管理年度(令和6年(2024年)4月1日から令和7年(2025年)3月31日までの期間をいう。)における知事管理漁獲可能量を次のとおり変更したので、同条第5項において準用する同条第4項の規定により、公表する。
令和7年(2025年)3月14日

熊本県知事 木村 敬

特定水産資源のくろまぐろに関する令和6管理年度における法第16条第1項に規定する知事管理漁獲可能量は、次のとおりとする。

| 知事管理区分 | 知事管理漁獲可能量 | |
|---------------------|-----------|--------|
| | 変更前 | 変更後 |
| 熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分 | 15.8トン | 20.5トン |
| 熊本県くろまぐろ(大型魚)知事管理区分 | 4.4トン | 4.9トン |

熊本県告示第191号の4

熊本県特定水産資源の採捕の停止に関する規則(令和2年熊本県規則第49号)第3条第2項の規定に基づき、次のとおり告示する。
令和7年(2025年)3月14日

熊本県知事 木村 敬

熊本県資源管理方針(令和3年熊本県告示第293号)の別紙1の3に規定する熊本県くろまぐろ(小型魚)知事管理区分におけるくろまぐろ(小型魚)の漁獲量の総量が当該知事管理区分に係る知事管理漁獲可能量を超えており、又は超えるおそれが著しく大きいとは認められなくなったので、漁業法(昭和24年法律第267号)第33条第2項第1号に掲げる場合に該当しない。